

国自安第244号
国自旅第325号
平成28年1月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 運転基準図を作成し、適切な指導を行うこと
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

国自安第242号の2
国自旅第322号の2
平成28年1月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

国自安第242号の3
国自旅第322号の3
平成28年1月29日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理項目を再確認し、安全確保の原点に立った確実な管理を事業者自らが責任を持って行うこと。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼項目を実施すること
 - (2) 健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先にすること。

国自安第242号の4
国自旅第322号の4
平成28年1月29日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、一般乗用旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

国自安第243号
国自旅第324号
平成28年1月29日

指定都道府県及び市区町村の長 殿

国土交通省自動車局長

自家用有償旅客運送の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものである。このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されているが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命である。

このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
 - (2) 運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底

すること。

3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。